

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一

部を改正する法律案委員会修正要旨

- 一 この法律の施行期日を「平成二十三年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、国民年金保険料の納付可能期間の延長に関する規定の施行期日を「平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日」から「平成二十四年十月一日までの間において政令で定める日」に改める。

- 二 その他所要の規定の整備を行う。